

平成 23 年 9 月 14 日

協 会 員 代 表 者

ADR 基本契約締結事業者 各位

日本貸金業協会

社団法人信託協会からの周知要請について

本年 8 月 22 日より「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の適用が開始されておりますが、個人債務者に対する債権が流動化目的で信託銀行等に信託譲渡された場合にも、可能な限り同ガイドラインに基づく私的整理に協力されますよう周知の要請がありましたのでお知らせいたします。

以上

【連絡先】 コンプライアンス部

Tel 03-5739-3014

平成 23 年 9 月 9 日

日本貸金業協会 御中

社団法人 信託協会



個人債務者の私的整理に関するガイドラインにかかる対応について

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼を申し上げます。

既にご承知のこととは思われますが、東日本大震災の二重債務問題への対策といたしまして、一般社団法人 個人版私的整理ガイドライン運営委員会が設立され、本年 8 月 22 日より、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の適用が開始されております。

本ガイドラインは、法的拘束力はないものの、金融機関等である対象債権者および債務者並びにその他の利害関係人によって、自発的に尊重され、遵守されることが期待されております。

本ガイドラインの対象については、信託銀行等が委託者より流動化目的で受託した金銭債権にかかる個人の債務者に関して特段の取決めはなく、流動化された金銭債権についても、債務者からの申出によって、債務の一時停止等の対応が想定されております。

流動化された金銭債権に係る申出について本ガイドラインに沿った対応をとるためには、受益者の皆様のご承諾が必要と考えており、当協会といたしましては、加盟会社に対して、受託者の立場でできる限りの対応を講じるよう周知してまいる所存でございます。

本件につきましては、政府としても、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部決定）において、「『個人債務者の私的整理に関するガイドライン』の運用支援などの各施策を政府全体として総合的に推進していく。」との方針を明確化しています。

つきましては、受益者や委託者等の信託関係者の皆様におかれましても、本ガイドライン制定の趣旨をご理解いただき、可能な限り本ガイドラインに基づく私的債務整理にご協力頂きたく、貴協会におかれましては、貴協会会員に対し本件につき周知頂きたくお願い申し上げます。

以上

(本件にかかる問合せ先)

社団法人 信託協会 業務部 03-3241-7139